

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成18年9月28日(木)午後6時30分～午後6時44分

場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 島田祐子

2番委員 青木秀夫 (教育長)

3番委員 桑原妙子

4番委員 安藤實英 (教育委員長)

5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 鈴木紀雄

生涯学習部長 鈴木敏

生涯学習部次長 清水清

教育政策課長 曾我勉

学校教育課長 椎野美乃

生涯学習政策課長 中村悟

スポーツ課長 守屋良治

図書館長 大木徹

学校教育課長補佐 佐宗修二

学校教育課長補佐 剣持清和

(事務局)

教育政策課教育政策担当主査 杉山博之

教育政策課主査 前島正

4 議事日程

日程第1 議案第11号 小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について(スポーツ課)

日程第 2 議案第 1 2 号 小田原市図書館協議会委員の委嘱について（図書館）

日程第 3 議案第 1 3 号 教育委員会委員長の選挙について

日程第 4 議案第 1 4 号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

5 議事の概要

(1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定...横田委員、桑原委員に決定

(3) 日程第 1 議案第 1 1 号 小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

日程第 2 議案第 1 2 号 小田原市図書館協議会委員の委嘱について

提案理由説明...教育長、スポーツ課長、図書館長

青木教育長...それでは、議案第 1 1 号「小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」及び議案第 1 2 号「小田原市図書館協議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

小田原市スポーツ振興審議会委員及び小田原市図書館協議会委員の委嘱につきましては、任期満了に伴う委員の委嘱を行うものでございます。

細部につきましては、所管課長から御説明申し上げます。

スポーツ課長...それでは、議案第 1 1 号の「小田原市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を説明させていただきます。資料の小田原市スポーツ振興審議会委員候補者名簿をご覧くださいと存じます。スポーツ振興審議会は、「スポーツ振興法」第十八条第二項、及び「小田原市スポーツ振興審議会条例」の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から 15 名を定員として選出することになっております。現在、スポーツ振興審議会委員は、2 年間を任期として委嘱しておりまして、任期が満了しましたので、各選出団体に委員の推薦について依頼しましたところ、資料のとおり一部改選を含む推薦をいただきました。改選されました小田原市中学校校長会から選出され委嘱してありました栢沼行雄委員に代わり、大輪 仁様の推薦をいただきました。また、学識経験者として委嘱してありました大平由美子委員、伊藤裕子委員、脇本恭子委

員に代わり昇 寛様、小瀬村武二様、島田文子様を推薦するものでございます。

昇様におかれましては、国際医療福祉大学において、助教授として理学療法分野で教鞭を振るっておられます。スポーツと医学の関係で専門知識を有し、本市における生涯スポーツの普及・振興に寄与していただけるものと思われます。

小瀬村様におかれましては、本市老人クラブ連合会会長として活躍される一方、神奈川県老人クラブ連合会理事長としても活躍されております。高齢化社会における健康維持やスポーツ面での生きがいの探求に御尽力いただけるものと思われます。

また、島田様におかれましては、本市子ども会連絡協議会で副会長として活躍される一方、市民体操の「おだわら百彩」の創造に御尽力いただいた方であります。特に子どもたちに関するスポーツ振興に寄与していただけるものと思われます。

また、他の11名の委員につきましては、それぞれ再推薦をいただきました。

それぞれスポーツ振興審議会委員として適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

図書館長...引き続きまして、議案第12号「小田原市図書館協議会委員の委嘱について」を御説明申し上げます。

本件につきましては、任期満了に伴います図書館協議会委員の改選でございまして、小田原市図書館条例第6条第1項の規定により委員数は10人以内とされ、同条第2項の規定により任期は2年、再任は妨げないものとされております。

また、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に図書館協議会を置くことができることとされ、同条第2項により協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に應ずるとともに、図書館が行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とするとされております。

同法第15条の規定により、協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命することとされて

おります。これらの規定を受けまして、議案第12号の別紙として委員名簿を用意いたしておりますが、8人の委員について委嘱いたしたく、提案した次第でございます。

今期委員は27期になりますが、候補者のうち最下欄の竹井氏につきましては、元県職員でございまして、定年退職後医療法人にお勤めでしたが、今年3月にそちらを退職されております。詩人としてご活躍される一方、日本現代詩歌文学館評議員、日本山岳文化学会理事、神奈川雷鳥会会長などを歴任されております。委員の選任に当たり公募いたしましたところ、応募いただき、本協議会委員の中に文学関係者がおりませんでしたので、適任であると考え候補者としたものでございます。

また、その上の木内氏でございまして、小田原女子短期大学の保育学科専任講師をされておられますが、西方委員長が同短期大学を退官され、後進に譲りたいとのご意志が固く固辞されました。市内には従前、同短期大学と関東学院大学がございましたので、それぞれの大学に委員をお願いしてまいりました経緯がございますことから、前委員長に後任の推薦をお願いしたものでございます。関東学院大学からは大鐘助教授が委員になっておられます。

同助教授を始め再任の方々につきましては、いずれの方々もご熱心に本協議会の活動を実践されてこられましたので、引き続いてお願いいたしたいと候補者といたしたものでございます。

任期につきましては、平成18年10月1日から2年間となります。

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第4号の規定により、附属機関の委員の委嘱につきましては、教育委員会の会議に附さなければならないこととされておりますので、提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

(質疑・意見等なし)

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第 3 議案第 1 3 号 教育委員会委員長の選挙について

安藤委員長..日程第 3、議案第 1 3 号「教育委員会委員長の選挙について」を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

教育委員会委員長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 2 条第 1 項及び第 2 項により、「任期は 1 年とし、教育長を除く委員のうちから選挙しなければならない」と規定されております。

私は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から委員長に選任されておりますので、9 月 3 0 日をもちまして、その任期が終了することとなります。

このため、平成 1 8 年 1 0 月 1 日からの任期を持ちます、教育委員会委員長を選任する必要がありますが、この方法といたしましては、前任者の在職中に、期限付きで次の委員長を選挙しておくことが可能でありまして、この場合の当選の効力は、期限到来の日、つまり 1 0 月 1 日から発生することになります。

したがいまして、本定例会におきまして、平成 1 8 年 1 0 月 1 日からの任期を持ちます教育委員会委員長の選挙を行おうとするものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定に準じて、指名推選によっても差し支えないと解されております。これに御異議ありませんか。

御異議もないようですので、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。ただいまの指名推選は、委員長職務代理者であります横田委員から指名していただくことにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

御異議もないようですので、横田委員から指名していただくことに決定いたしました。

それでは、指名をお願いいたします。

横 田 委 員...これまでの経験等を踏まえまして、教育委員会委員長に、安藤委員を指名いたします。

安藤委員長..お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

御異議もないようですので、ただいま指名されました、私が教育委員会委員長に当選、決定いたしました。

(5) 日程第 4 議案第 1 4 号 教育委員会委員長職務代理者の指定について

安藤委員長..日程第 4、議案第 1 4 号「教育委員会委員長職務代理者の指定について」を議題といたします。

委員長職務代理者の指定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 2 条第 4 項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員が、その職務を行う。」と定められ、予め委員を指定することが求められております。これにつきまして、御意見等いかがでしょうか。

桑原委員...教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を推薦します。

安藤委員長..ただいま、桑原委員から横田委員を推薦する発言がございましたが、ほかに御意見いかがでしょうか。御意見もないようですので、私から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

御異議もないようですので、それでは、私から指名させていただきます。

教育委員会委員長職務代理者に、横田委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

御異議もないようですので、横田委員が、教育委員会委員長職務代理者に決定いたしました。

(6) 委員長閉会宣言

平成18年10月26日

委 員 長

署名委員（横田委員）

署名委員（桑原委員）